

第1部

# 総論

- I はじめに
- II まちの現状
- III まちの課題
- IV まちづくりの主要課題



## 1 計画策定の趣旨

平成16年（2004年）11月1日に岡山県牛窓町、邑久町、長船町の3町が合併し、「瀬戸内市」が誕生し、今まで、合併による効果を最大限に活かしながら新しいまちづくりを進めてきました。

一方で、低迷する経済や地球環境問題の深刻化、高度情報社会の到来、感染症の流行拡大等、諸問題が世界規模で変動する中、国の政治、経済、行政のあり方にも大きな変化が生じてきています。

本市においても、長期にわたる景気の低迷による税収の減少をはじめ、地方交付税\*や国庫補助金の削減等により、合併前の財政見通しから大きく状況が変化しています。また、地方分権\*の推進や本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、市民ニーズの多様化・複雑化、未来社会を指す Society5.0\*の到来、グローバル化の加速等、行政運営を取り巻く環境は急激に変化しています。

そのような状況の中、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、本市に住んでいる一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに暮らし、それぞれの地域が一体性を強めながら幸福を実感できるまちを、市民と行政が一体となって創り上げていく必要があります。

また、今後のまちづくりは、持続可能な開発目標（SDGs\*）を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、本市を取り巻く社会・経済情勢の変化などを予測しつつ、将来世代が希望を持ち続けることができるよう、長期的、多面的な視点で持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのための指針となるのが「瀬戸内市総合計画」です。

平成22年度に策定した第2次瀬戸内市総合計画は、中間見直しを経て、計画期間の10年が経過し、その間、前述のとおり社会・経済情勢や本市を取り巻く情勢は急激に変化してきました。そのため、第2次総合計画10年間の進捗状況を踏まえながら、基本構想及びそれに基づく基本計画を盛り込んだ「第3次瀬戸内市総合計画」を策定するものです。

そして、瀬戸内市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市政運営の基本原則並びに市民の市政への参画及び協働\*のしくみに関する基本となる事項を定めた「自治基本条例」に基づき、市民、議会、市長及び職員が次に掲げる責務・役割を果たしながら、情報を共有し、市民参画、協働により具体的な施策を展開するものです。

### 瀬戸内市自治基本条例（抜粋）

#### 基本理念

1. 市民及び市は、市政に関する情報を共有し、主権者である市民が、自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとします。
2. 市民及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、安心して快適に生活することのできる瀬戸内市を、協働によりつくっていくことを目指すものとします。

### 市民の責務

市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

### 市議会の役割

市議会は、市民の負託に応え、自治の発展と福祉の向上を目指して活動するとともに、市民の意思が市政の運営に適切に反映されているか調査し、監視する役割を担うものとします。

### 市長の責務

1. 市長は、自治基本条例の理念を実現するため、条例を遵守し、基本理念に従い、市政を推進するものとします。
2. 市長は、市の執行機関が基本理念に基づき市政を推進するよう調整しなければなりません。
3. 市長は、多様な市民の行政需要に適切に対応した市政を推進するため、職員の能力向上を積極的に図らなければなりません。

### 職員の責務

1. 職員は、自治基本条例の理念に基づき、公正かつ能率的に職務を遂行しなければなりません。
2. 職員は、市民との協働の原則に基づき、積極的に地域の課題解決に当たるよう努めるとともに、職務の遂行に必要な知識、能力等の向上に努めなければなりません。



## 2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。  
それぞれの内容構成と期間は次のとおりです。

### ① 基本構想

瀬戸内市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、まちづくりの主役である市民の積極的な参画のもと、長期的な視点に立った市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

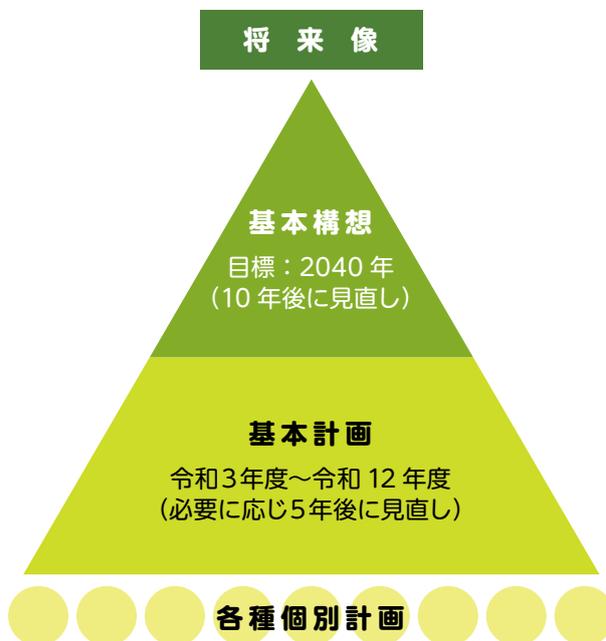
本市の場合、20年先（2040年）の「市民」にとって、年齢や職業など、それぞれの立場で目指すべき「まちの姿」を展望しています。

令和12（2030）年度に、その時点での達成度や環境・社会・経済情勢等を考慮し、見直すものとしします。

### ② 基本計画

基本構想に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたり体系的に定めたもので、市政の基本的な計画となるものです。

本市の場合、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画としていますが、環境・社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて中間年（5年後）に見直すものとしします。



## 1 位置・地勢・気候

本市は、岡山県の南東部に位置し、総面積は125.46km<sup>2</sup>で、西は岡山市、北・東は備前市に接しています。市の西端を南北に一級河川吉井川が流れ、西部は平野部が広がり、南東部は瀬戸内海に面した丘陵地と、長島、前島などの島々からなっており、豊かな自然と歴史に彩られたまちです。

気候は、温暖・少雨のいわゆる瀬戸内海式気候に属し、北は中国山地、南は瀬戸内海をはさんで四国山地にさえぎられ、雨が少なく、非常に温暖なまちです。



令和3年4月1日現在

## 2 地域の特性

### 特性1 歴史・文化に彩られたまち

古くから開けたまちとして、牛窓神社や本蓮寺などの神社・仏閣や仏像などの重要文化財、須恵器の古窯跡群、朝鮮通信使関連遺跡や城跡などの史跡、竹久夢二の生家、「備前長船」刀剣のふるさとをはじめ、有形・無形の文化財、町並み、郷土芸能、伝統行事、祭りなど、貴重な歴史・文化資源を有しています。

### 特性2 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち

子育て世代の負担軽減や、子どもから高齢者まで全ての市民が外遊びを楽しむ「こどもひろば」の推進等、結婚・出産・子育てに関する様々な支援を進めています。また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員や多くのボランティアと連携しながら地域で支えあう地域福祉ネットワークづくりを進めており、子どもから高齢者、障がい者等誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちづくりを目指しています。

### 特性3 快適な住環境が形成されているまち

県都岡山市に隣接し、JR赤穂線の3駅が市内にあり、通勤・通学に利用されています。また、岡山ブルーラインが市の中心部を東西に横断しています。

このような市外への交通手段の多様さに加え、これまでの課題であった下水道や高速通信網の整備等が進んでいること、あわせて防災行政無線の活用や防犯灯の設置といった防災・防犯対策を積極的に進めており、都市近郊型の快適な住環境が形成されています。



#### 特性4 美しい自然環境と景観が誇れるまち

瀬戸内海国立公園に指定されている大小の島々からなる多島美や虫明湾沖のカキいかだの風景をはじめ、千町平野を代表とする田園地帯、緑豊かな丘陵など、豊かな自然と人々の営みによる景観が形成されており、市民の誇りとなっています。また、錦海塩田跡地を活用した太陽光発電事業をはじめとして、環境に配慮したまちづくりが進められています。

#### 特性5 農漁業を中心とした産業が盛んなまち

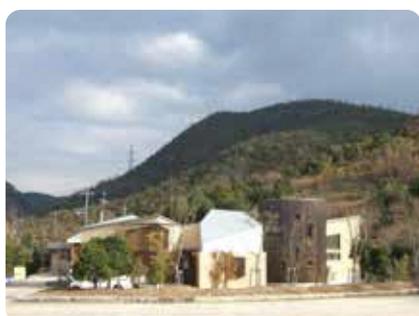
肥沃な土地と恵まれた自然条件を活かし、米、野菜、果樹、オリーブ等の特色ある農産物が生産されています。また、漁業では沿岸漁業やカキ、海苔などの養殖業が営まれており、これら特産品の地域ブランド化と、地域が一体となって行う商品開発による農漁業の活性化が期待されています。

さらに、雇用の確保につながる企業誘致や企業間の連携による産業の活性化が期待されています。

#### 特性6 市民のまちづくり活動が盛んなまち

古くから培われてきたあたたかい住民性や郷土への愛着心はまちの財産です。

こうした住民性等を背景に、それぞれの地域において市民団体による活動やボランティア活動等の市民と行政による協働\*のまちづくりが進められています。



### 3 人口と世帯

平成 27 年の国勢調査結果によると、市の総人口は 36,975 人となっており、平成 12 年を境に、減少傾向に転じました。

特に、市南部と東部の地域では、著しく人口が減少しており、地域格差が生じてきています。

世帯数については、昭和 60 年以降増加を続けていましたが、平成 17 年以降はほぼ横ばいに推移し、平成 27 年には 13,839 世帯となり、一世帯当たりの人員は核家族化の進行等により減少しています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、全国的にみられる少子高齢化の傾向は、本市においても進んでおり、平成 27 年では、14 歳以下の年少人口が 11.8%（県平均 13.1%、全国平均 12.6%）、65 歳以上の老年人口は 33.0%（県平均 28.7%、全国平均 26.6%）となっています。

表 1 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

項目 \ 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	39,228	39,403	39,081	37,852	36,975	36,048
年少人口 (14 歳以下)	5,958 (15.2%)	5,710 (14.5%)	5,413 (13.9%)	4,766 (12.6%)	4,350 (11.8%)	4,071 (11.4%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	24,734 (63.0%)	24,268 (61.6%)	23,618 (60.4%)	22,186 (58.6%)	20,291 (55.2%)	19,264 (53.9%)
老年人口 (65 歳以上)	8,536 (21.8%)	9,421 (23.9%)	10,042 (25.7%)	10,826 (28.8%)	12,151 (33.0%)	12,422 (34.7%)
世帯数	11,889	12,615	13,363	13,343	13,839	14,068
一世帯当人数	3.30	3.12	2.92	2.83	2.67	2.56

注：令和 2 年は令和 3 年 11 月 30 日公表データ。

注：総人口には平成 12 年に 4 人、平成 17 年に 8 人、平成 22 年に 74 人、平成 27 年に 183 人、令和 2 年に 291 人の年齢不詳を含む。

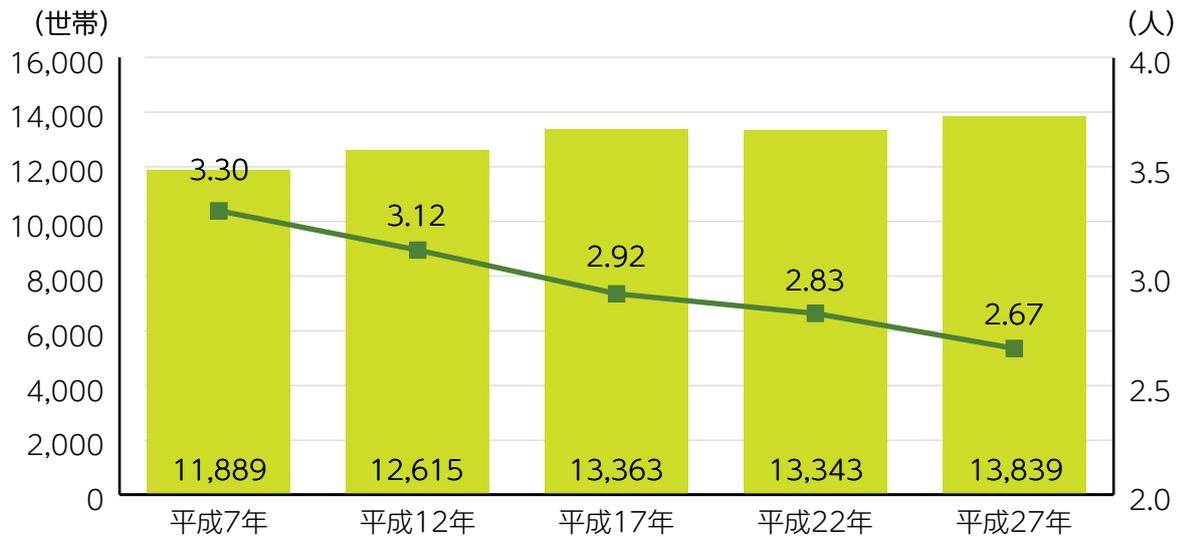
資料：国勢調査

図1 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

図2 世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

## 4 就業構造

就業人口総数は減少傾向にありましたが、平成 22 年以降は概ね横ばいとなっています。

産業構造別では、第 1 次産業と第 2 次産業の就業人口が減少している一方、第 3 次産業の就業人口は平成 7 年から平成 17 年までは増加し、平成 22 年からは横ばいとなっています。

平成 27 年の就業人口をみると、第 3 次産業が 10,165 人 (57.4%) で最も多く、第 2 次産業 5,044 人 (28.5%)、第 1 次産業 1,638 人 (9.3%) となっており、第 3 次産業の就業人口の占める割合が増加しています。

表 2 就業人口の推移

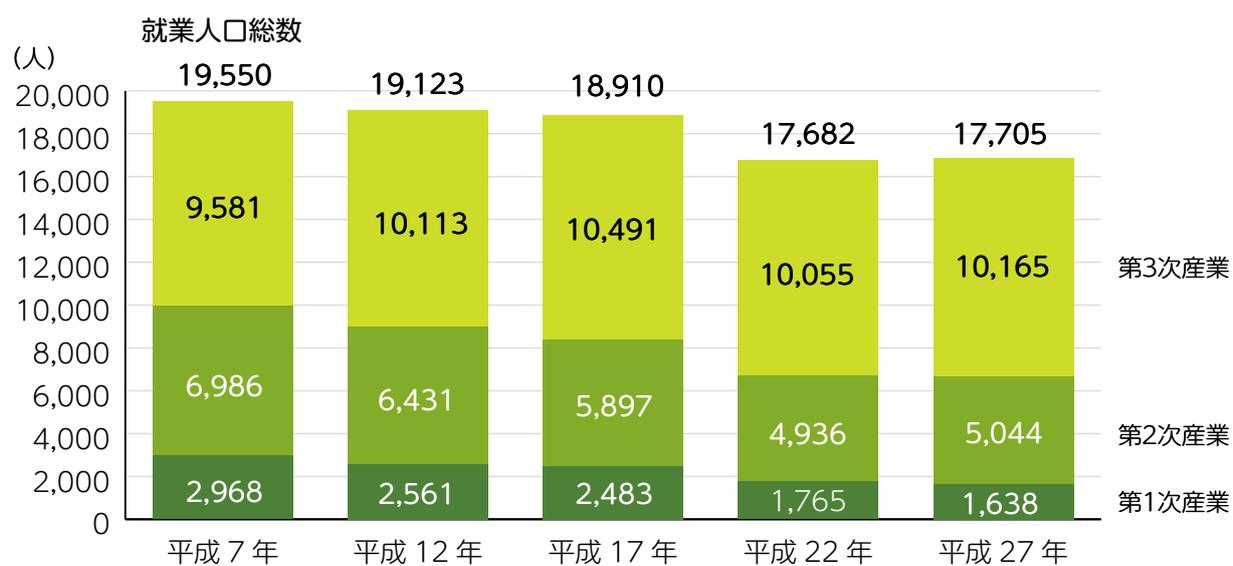
(単位：人)

項目 \ 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	39,228	39,403	39,081	37,852	36,975
就業人口総数	19,550	19,123	18,910	17,682	17,705
第 1 次産業	2,968 (15.2%)	2,561 (13.4%)	2,483 (13.1%)	1,765 (10.0%)	1,638 (9.3%)
第 2 次産業	6,986 (35.7%)	6,431 (33.6%)	5,897 (31.2%)	4,936 (27.9%)	5,044 (28.5%)
第 3 次産業	9,581 (49.0%)	10,113 (52.9%)	10,491 (55.5%)	10,055 (56.9%)	10,165 (57.4%)
就業率	49.8%	48.5%	48.4%	46.7%	47.9%

注：注：就業人口総数には、平成 2 年に 4 人、平成 7 年に 15 人、平成 12 年に 18 人、平成 17 年に 39 人、平成 22 年に 926 人、平成 27 年に 858 人の分類不能を含む。

資料：国勢調査

図3 就業人口の推移



注：就業人口総数には、平成2年に4人、平成7年に15人、平成12年に18人、平成17年に39人、平成22年に926人、平成27年に858人の分類不能を含む。

資料：国勢調査



# まちの課題

## 1 社会の潮流

今、社会の潮流は、本格的な人口減少や少子高齢化など社会構造の著しい変化や経済のグローバル化、Society5.0\*の到来、地球環境問題の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の収束と収束後のポストコロナの到来等の課題に直面するなど、大きく変化しています。

まちづくりを進めるに当たっては、現在の潮流を正しく認識し、こうした時代の変化に的確かつ柔軟に対応していくことが求められています。

### 潮流1 地方分権\*の推進と協働\*のまちづくりの時代の到来

地方分権がより一層加速し、地方自治体においては、政治・経済・社会・文化などのあらゆる面で自らの責任と判断で進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行し、地域の特色を踏まえた自主的で主体的なまちづくりを推進することが求められています。

そのような状況の中で、自分たちの地域は自分たちでつくるという気運のもと、市民と市が手を携え、市民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な市民活動の重要性が増してきています。

今後は、自主・自立したまちづくりを推し進めていくため、市民、企業、NPO\*等の地域に関わる一人ひとりが、地域の担い手としてまちづくりの過程や実践に積極的に参画し、市民協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

### 潮流2 少子高齢化の進行と本格的な人口減少・長寿社会の到来

わが国では、出生率\*の低下や平均寿命の伸長にともない、世界でも類を見ないほど少子高齢化が急速に進行し、21世紀の半ばには、日本の総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上になると予測されています。

人口減少が進めば、これまで一定の人口により支えられてきたサービスや経済活動等の水準を維持できなくなる可能性があります。さらに、少子化に伴う若年人口の減少は、社会活動の停滞を招き、まちの活力低下につながる可能性があり、高齢化の進行は、介護を取り巻く問題や医療、年金等の行政サービスの比重が高まることとなります。

人口規模を安定的に保ち、少子高齢化に対応するには、子どもを安心して出産し育てることができる環境整備や、高齢者が健康で安心して暮らし、社会参加を通じてゆとりと生きがいを感じることができる取組を進めるなど、住み慣れた地域で健やかに暮らすことができるまちづくりが求められています。

### 潮流3 地球環境問題の深刻化

人間の諸活動に伴うエネルギー消費の増大などにより、地球規模で環境問題が引き起こされています。地球環境問題は人類共通の課題であり、経済産業活動から市民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠となっています。

特に地球温暖化の問題は深刻であり、経済成長を続けつつ、先端技術等を最大限活用しながら環境への負荷を最小限にとどめ、再生可能エネルギーの導入などにより環境への負荷が少ない生活スタイルを実践し、脱炭素社会を実現することが求められています。

### 潮流4 超高度情報社会の到来

情報通信技術の発達により、地球規模で時間と距離の制約がなくなり、世界から市民生活に至るまでの、あらゆる社会経済活動に大きな変革をもたらされています。

こうした流れにより、IoT\*により様々な情報が共有され、必要なサービスが必要な人に必要な分だけ提供されることにより、人材不足や距離などで、従来は対応困難であった地域課題に対応が可能になってきており、地域において今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性を秘めています。

しかし、一方では、情報活用能力の違いによる情報格差、ネットワーク上のプライバシーの侵害やコンピュータ犯罪などの新たな問題を生じさせています。

ICT\*の技術により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション(DX)\*を進めることで、人口減少により顕在化が見込まれる様々な課題を解決できる可能性があります。

### 潮流5 価値観の変化と生活様式の多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷や、世界規模で経済の結びつきが強まることにより、これまでの大量生産・大量消費の生活様式から、循環型・省資源型の生活様式に移行してきています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大も受けた人々の意識・行動変容により、人々の価値観や生活様式も多様化しており、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化してきています。

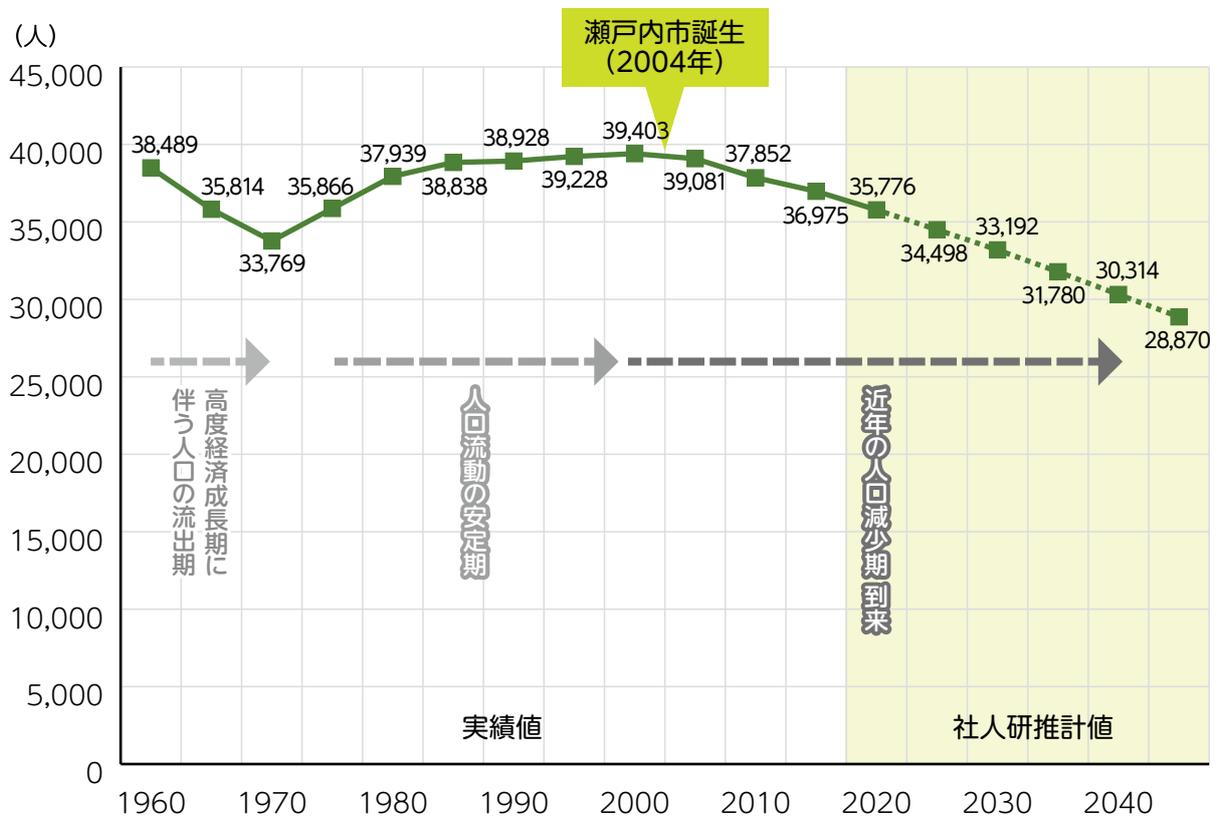
### 潮流6 安全・安心を追求する時代の到来

近年、世界各地で地震や洪水等による自然災害が多発しています。国内においても、西日本豪雨災害の発生、度重なる大型台風の襲来、各地で頻発する地震等を背景に、人々の安全性の確保に対する関心はより一層高まってきています。また、感染症の拡大、子どもが被害者となる事故の多発、振り込め詐欺などによる被害の急増等を背景に、従来にも増して安全・安心な社会・地域づくりが求められています。

## 2 人口予測

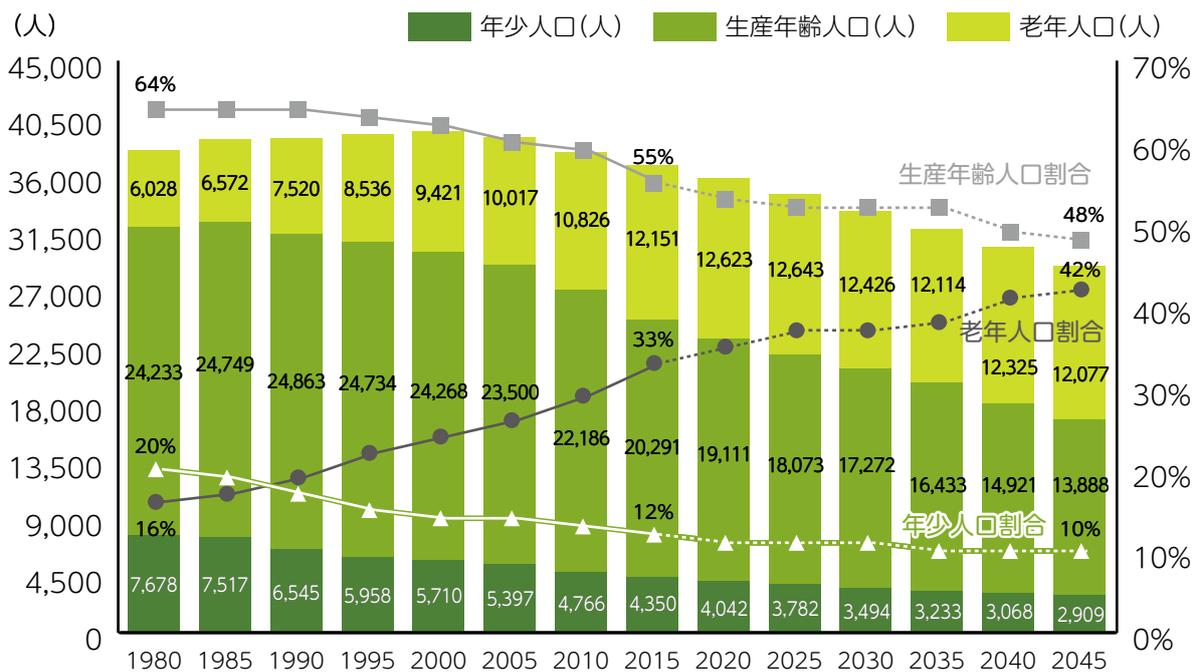
本市の人口は、わが国全体の人口推移と同様に、今後も減少傾向で推移していくことが予測されます。企業誘致や就労環境の整備、転出抑制・転入促進などの地方創生に資する施策を実施しない場合、本計画の見直しを行う令和12年（2030年）の人口は約33,000人、令和27年（2045年）には約29,000人となる予測です。年少人口及び生産年齢人口が減少する反面、高齢者人口は増加することが予測されており、令和27年（2045年）には高齢化率が42%にまで増加すると推計されています。

図4 市の人口の推移と将来推計



資料：瀬戸内市人口ビジョン（令和2年3月改訂）  
 2015（平成27）年までは総務省「国勢調査」  
 2020（令和2）年以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

図5 年齢3区分別人口の推移



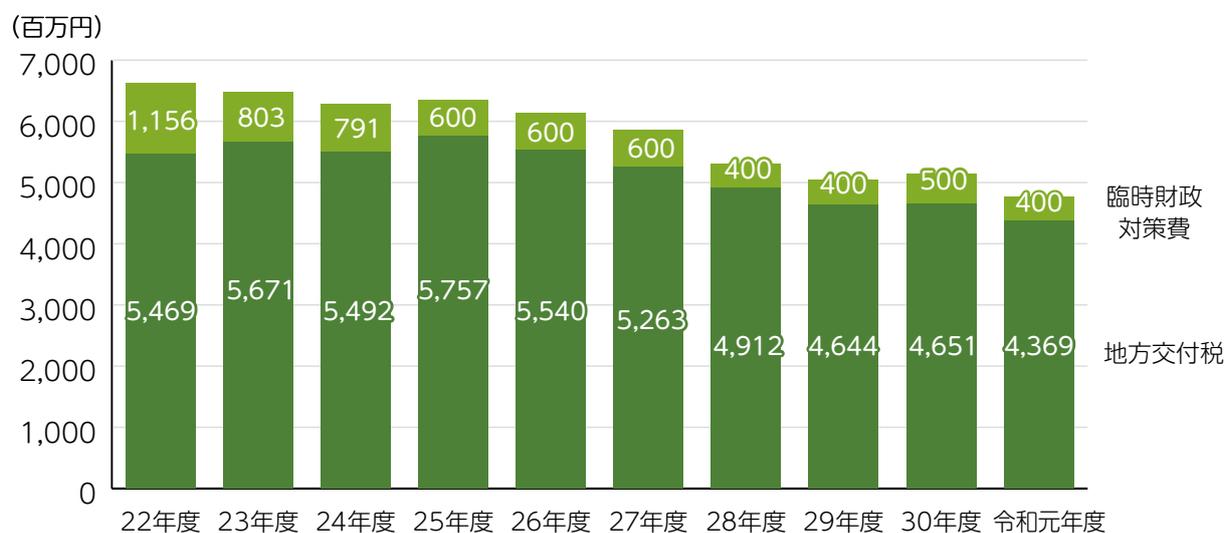
資料：瀬戸内市人口ビジョン（令和2年3月改訂）  
 2015（平成27）年までは総務省「国勢調査」  
 2020（令和2）年以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

### 3 財政予測

平成16年の合併当初には、財政調整基金が乏しく、市の財政は大変厳しい状況にありましたが、中期財政試算・中期財政計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を積極的に進めた結果、その成果が徐々に実を結び、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成が可能な状態まで回復しました。

しかし、平成27年度から令和2年度にかけて普通交付税\*の段階的削減により歳入が減少する一方、歳出では少子高齢化に伴う扶助費などの社会保障費や下水道事業をはじめとする公営事業会計への繰出金の増加が見込まれていることから、本市の財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

図6 地方交付税\*と臨時財政対策債\*の推移



資料：令和2年度 瀬戸内市中期財政計画

表3 普通会計\*：財政指標の推移

(%)

区 分			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収支比率*			79.4	83.2	86.7	84.9	83.9
健全化判断比率*	早期(経営) 健全化基準*	財政再生 基準*					
	実質赤字比率*	13.20	20.00	—	—	—	—
	連結実質赤字比率*	18.20	30.00	—	—	—	—
	実質公債費比率*	25.0	35.0	16.5	15.7	14.3	13.7
将来負担比率*	350.0	—	101.3	79.9	86.3	80.6	67.9
資金不足比率*	20.0	—	—	—	—	—	—

区 分			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
経常収支比率			82.7	83.6	84.6	86.0	82.9
健全化判断比率	早期(経営) 健全化基準	財政再生 基準					
	実質赤字比率	13.20	20.00	—	—	—	—
	連結実質赤字比率	18.20	30.00	—	—	—	—
	実質公債費比率	25.0	35.0	11.0	10.0	10.6	10.1
将来負担比率	350.0	—	58.6	43.9	43.1	33.6	40.7
資金不足比率	20.0	—	—	—	—	—	—

資料：令和2年度 瀬戸内市中期財政計画

## 4 市民ニーズ

市政全般にわたる市民の満足度や市民の生活意識などを把握するため、平成 22 年度から隔年で、市民 2,000 人（市内に居住する 18 歳以上の市民から無作為抽出）を対象に市民まちづくり意識調査を実施しています。

### ニーズ 1 まちづくりの実感度と重要度

#### ① 実感度

市民を年齢や職業等別で描いた 30 年後の「まちの姿」について、現在の実感度を 5 段階評価で尋ねたところ、「そう思う」への回答が最も高かったのは、令和 2 年度の調査においては「いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち」（15.7%）で、これに「すばらしい自然や景観、伝統、歴史、文化が引き継がれたまち」（15.6%）、「地域の人口は減少しているものの、安全・安心に暮らせる住みよいまち」（15.4%）、「子どもと一緒にこのまちに住んでよかったと思えるまち」（14.4%）、「安心して子どもを産み、育てることができるまち」（14.2%）などが続いていました。

平成 30 年度の調査においてもこれらの項目の実感度は高い状況にあります。また、「高齢者が元気に暮らせるまち」が 5 番目に高くなっています。

#### ② 重要度

市民を年齢や職業等別で描いた 30 年後の「まちの姿」について、重要と思われるものを尋ねたところ、令和 2 年度調査においては「いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち」が 57.3% で最も高く、これに「安心して子どもを産み、育てることができるまち」（50.8%）、「防災体制が整っており、災害に強いまち」（41.0%）、「高齢者が元気に暮らせるまち」（39.6%）、「地域の人口は減少しているものの、安全・安心に暮らせる住みよいまち」（39.4%）などが続いていました。「いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち」や「防災体制が整っており、災害に強いまち」の重要度は、平成 30 年度調査に比べてさらに高くなっており、医療や防災への意識が高まったことがうかがわれます。

一方で、相対的に重要度が低いものは、令和 2 年度調査においては、「市民の納税に対する意識が高いまち」（2.3%）、「かしこい消費者が多いまち」（2.5%）、「外国人にとって暮らしやすい、国際性の豊かなまち」（2.6%）、「市外から瀬戸内市に通勤・通学している人にとって、愛着が持てるまち」（4.9%）、「商工業者が意欲的に事業に取り組めるまち」（7.2%）などがあげられ、平成 30 年度調査においても同様の傾向となっていました。

性別による差が比較的大きなものとして、令和 2 年度調査においては、女性では「人権が尊重され、誰もがいきいきと明るく暮らせるまち」の重要度が高く、男性では「商工業者が意欲的に事業に取り組めるまち」の重要度が高くなっていました。

年齢別では、年齢が若い層ほど重要度が高いものとして、「安心して子どもを産み、育てることができるまち」があげられますが、重要度に関しては、年代によって傾向が異なります。

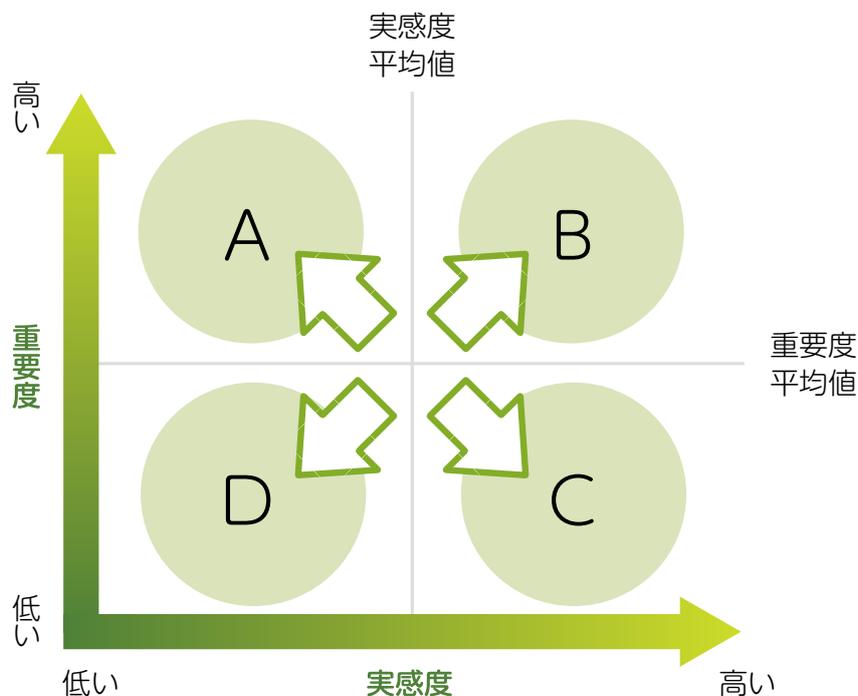
### ③ 実感度と重要度の相関

次の相関図は、実感度（加重平均値）と重要度（回答割合）のそれぞれの値をもとに、縦軸に重要度、横軸に実感度を設定し、市民を年齢や職業等別で描いた30年後の「まちの姿」をそれぞれその散布図上に示すものです。

実感度と重要度を散布図に示すことで、各項目の位置づけを整理します。

実感度の加重平均値は、5つの選択肢のうち「そう思う」を2点、「まあそう思う」を1点、「あまりそう思わない」を-1点、「思わない」を-2点、「わからない」を0点と設定し、項目ごとの回答結果を（「そう思う」の件数×2点+「まあそう思う」の件数×1点+「あまりそう思わない」の件数×-1点+「思わない」の件数×-2点+「わからない」×0点）÷（回答者件数-無回答件数）として算出したものです。

また、重要度については、「無回答」を除く件数を母数とした回答割合です。



実感度と重要度調査の各々の平均値を示す点から左上（A）、右上（B）、右下（C）、左下（D）の4方向に進むにしたがい、次頁のような傾向を示します。



**A領域 重要度が高く、実感が低い（重点化・見直し領域）**

今後のまちづくりにおける重要度は高いものの、実感が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め、実感を高める必要のある領域。

**B領域 重要度、実感度ともに高い（現状維持領域）**

今後のまちづくりにおける重要度も実感度も高く、現時点での実感度の水準を維持していくことが必要な領域。

**C領域 重要度が低く、実感度が高い（現状維持・見直し領域）**

今後のまちづくりにおける重要度は低いものの、実感度が高く、実感度の水準を維持していくか、あるいは施策のあり方を含めて見直すべき必要のある領域。

**D領域 重要度、実感度ともに低い（改善・見直し領域）**

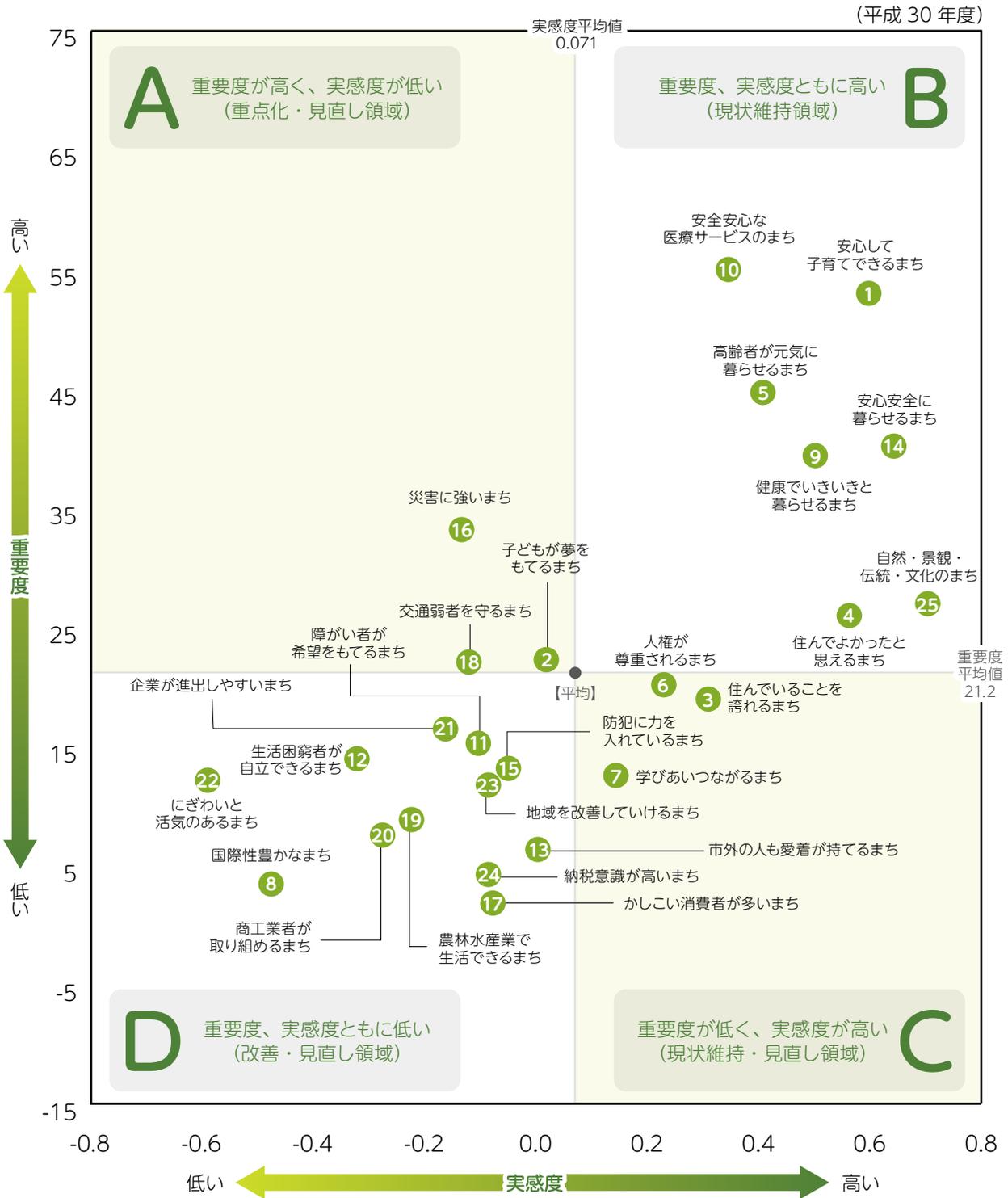
今後のまちづくりにおける重要度も実感度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方そのものを改めて見直す必要のある領域。

表4 実感度と重要度相関表

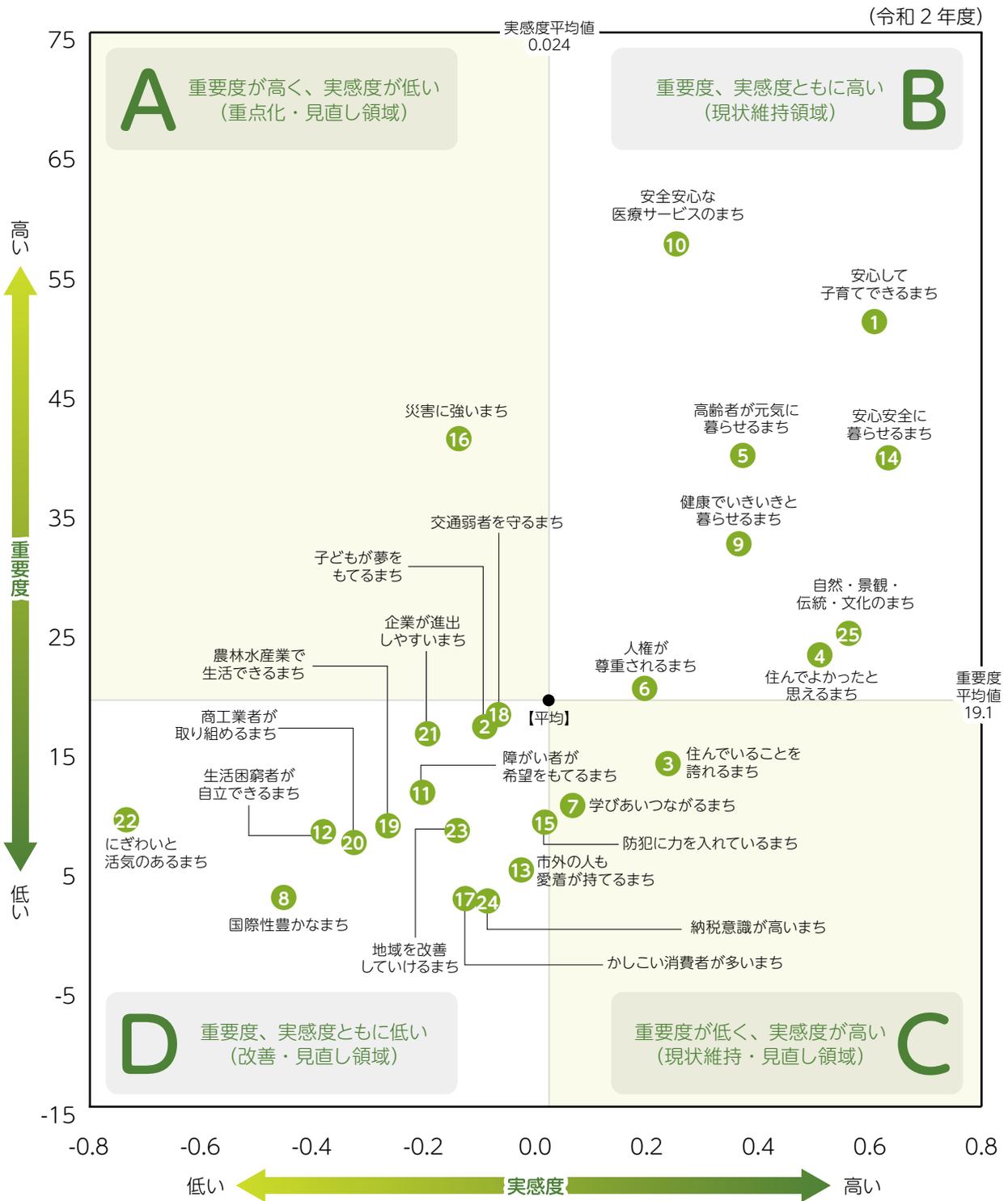
項目	平成30年度		令和2年度	
	実感度 (点)	重要度 (%)	実感度 (点)	重要度 (%)
① 安心して子どもを産み、育てることができるまち	0.598	53.0	0.608	50.8
② 子どもたちが夢を持ち続けられるまち	0.019	22.3	-0.080	17.2
③ 市内で暮らす人々が住んでいることを誇れるまち	0.310	19.0	0.238	13.8
④ 子どもと一緒にこのまちに住んでよかったと思えるまち	0.563	26.0	0.510	22.9
⑤ 高齢者が元気に暮らせるまち	0.408	44.7	0.372	39.6
⑥ 人権が尊重され、だれもがいいきと明るく暮らせるまち	0.230	20.2	0.196	20.1
⑦ 互いに学びあい、教えあい、人がつながるまち	0.144	12.6	0.067	10.3
⑧ 外国人にとって暮らしやすい、国際性の豊かなまち	-0.475	3.5	-0.451	2.6
⑨ 市民が健康でいきいきと暮らせるまち	0.502	39.4	0.365	32.2
⑩ いつでも安全に安心して医療サービスが受けられるまち	0.346	55.0	0.253	57.3
⑪ 障がい者が明日へ希望が持てるまち	-0.103	15.3	-0.202	11.4
⑫ 生活に困窮する人が自立できるまち	-0.321	14.0	-0.380	8.1
⑬ 市外から瀬戸内市に通勤・通学している人にとって、愛着が持てるまち	0.004	6.4	-0.025	4.9
⑭ 地域の人口は減少しているものの、安全・安心に暮らせる住みよいまち	0.643	40.2	0.633	39.4
⑮ 地域みんなで防犯に力を入れているまち	-0.049	13.2	0.017	8.9
⑯ 防災体制が整っており、災害に強いまち	-0.133	33.2	-0.137	41.0
⑰ かしい消費者が多いまち	-0.077	1.9	-0.120	2.5
⑱ 子どもや高齢者などの交通弱者を守ることができるまち	-0.120	22.1	-0.066	17.9
⑲ 農林水産業で生活できるまち	-0.223	8.9	-0.264	8.6
⑳ 商工業者が意欲的に事業に取り組めるまち	-0.275	7.6	-0.325	7.2
㉑ 企業が進出しやすい条件が整っているまち	-0.162	16.5	-0.193	16.3
㉒ にぎわいと活気のある観光のまち	-0.589	12.2	-0.733	9.1
㉓ コミュニティ活動などにより、市民自らのちからで地域を改善していけるまち	-0.085	11.8	-0.140	8.2
㉔ 市民の納税に対する意識が高いまち	-0.085	4.3	-0.091	2.3
㉕ すばらしい自然や景観、伝統、歴史、文化が引き継がれたまち	0.704	27.0	0.562	24.7
平均値	0.071	21.2	0.024	19.1

資料：令和2年度市民まちづくり意識調査

図7 実感度と重要度の相関図



資料：平成 30 年度市民まちづくり意識調査



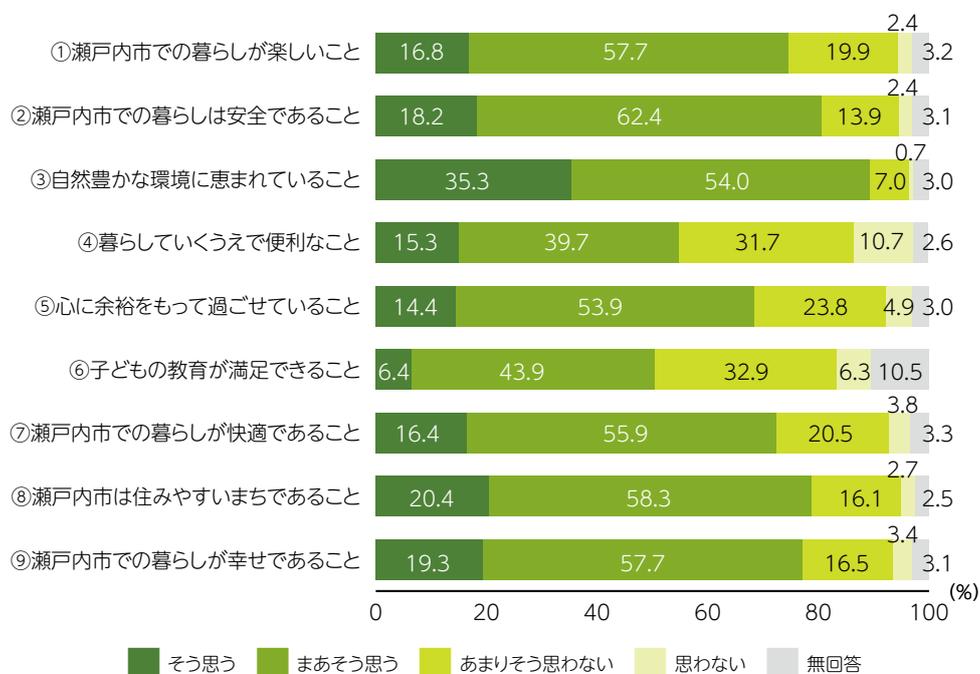
資料：令和2年度市民まちづくり意識調査

## ニーズ 2 瀬戸内市の暮らしについて

本市の暮らしに関する9項目（「瀬戸内市での暮らしが楽しいこと」、「瀬戸内市での暮らしは安心であること」、「自然豊かな環境に恵まれていること」、「暮らしていくうえで便利なこと」、「心に余裕をもって過ごせていること」、「子どもの教育が満足できること」、「瀬戸内市での暮らしが快適であること」、「瀬戸内市は住みやすいまちであること」、「瀬戸内市での暮らしが幸せであること」）について、4段階評価で尋ねたところ、令和2年度調査においては、「そう思う」の割合が最も高かったのは「自然豊かな環境に恵まれていること」（35.3%）で、「まあそう思う」（50.4%）を合計した賛成意識は9割近く（89.3%）を占めています。

一方、「あまりそう思わない」「思わない」を合計した反対意識は、「暮らしていくうえで便利なこと」（42.4%）、「子どもの教育が満足できること」（39.2%）などで高くなっています。

図8 瀬戸内市の暮らしに関する評価



資料：令和2年度市民まちづくり意識調査

平均評定値（加重平均値）による属性別傾向では、性別で見ると、「瀬戸内市での暮らしが幸せであること」で女性の賛成意識が男性を大きく上回っています。年齢別で見ると、29歳以下の年齢層で「瀬戸内市内での暮らしが楽しいこと」、「自然豊かな環境に恵まれていること」、「暮らしていくうえで便利なこと」、「瀬戸内市内での暮らしが快適であること」、「瀬戸内市は住みやすいまちであること」、「瀬戸内市での暮らしが幸せであること」、70歳以上で「子どもの教育が満足できること」の賛成意識が高くなっています。

地域別に賛成意識をみると、邑久地域で「暮らしていくうえで便利なこと」が高くなっている一方、牛窓地域は「暮らしていくうえで便利なこと」の反対意識が他の地域に比べて高くなっています。

平均評定値（加重平均値）は、4つの選択肢のうち「思わない」に-2点、「あまりそう思わない」に-1点、「まあそう思う」に1点、「そう思う」に2点の係数を、それぞれの回答件数に乘じ、加重平均して算出した値で、-2に近いほど反対、+2に近いほど賛成を示す指標です。

図9 瀬戸内市の暮らしに関する評価（平均評定値）



資料：令和2年度市民まちづくり意識調査

# まちづくりの主要課題

まちの現状、社会の潮流、そして市民ニーズや将来見通しなどから分析したまちづくりの主要課題は以下のとおりです。

## 課題1 人材の育成

将来に向けたまちづくりの基本となるのが人材の育成です。

学校教育・生涯学習等の積極的な取組を進めることにより、まちの将来を担う人材を育成する必要があります。

## 課題2 人口減少と少子高齢化への対応

人口減少と少子高齢化の進行は、将来のまちづくりの担い手の減少をもたらし、まちの発展にとってよい影響を及ぼすことになりません。このため、雇用機会の創出などにより定住促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、医療や子育て支援、高齢者福祉関連施策を積極的に進め、市民が健康で、子育てがしやすく、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

また、継続的な関心や交流を通じ、様々な形で地域を支える人（関係人口\*）も地域を支える担い手と捉え、関係人口の創出・拡大と受入地域の取組を進める必要があります。

## 課題3 生活基盤・生活環境の整備

ゆとりある生活の中で、安全・安心に快適な暮らしができるよう、防災対策や防犯対策等を積極的に進めるとともに、上水道や情報通信基盤をはじめとするライフライン\*や下水道、幹線道路、生活道路、公共交通網の整備を進めることにより市民が暮らしやすい住環境をつくっていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの普及促進や、ごみの減量化・リサイクルの実践等を通して、脱炭素社会や環境を重視した生活様式に変革していく必要があります。

## 課題4 自然、景観、伝統、歴史・文化及び町並みの継承

豊かな自然、美しい景観、そしてその風土・生活の営み等から受け継がれてきた伝統、歴史・文化、町並みを大切に、次の世代に継承していく必要があります。

## 課題5 産業の振興

恵まれた立地条件を活かした農水産業の振興を図るとともに、様々な産業を振興することにより雇用機会の確保を図り、定住促進に結び付けていく必要があります。

また、豊かな自然や歴史・文化を活かした観光振興策を進めるとともに、特産品の生産販売などにより観光と農水産業、商工業の連携を図る必要があります。

## 課題6 市民参加による持続可能なまちづくり

地域資源を活かした自立的発展、独自性のある地域づくりが求められていることを背景として、誇りや愛着が持てるまちを目指し、市民と行政の協働\*により地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

## 課題7 財政の健全化

将来にわたる安定した財政運営の確立を目指し、自主財源の確保に努めるとともに、財政運営適正化計画及び公債費負担適正化計画に沿って、経常的経費の削減、投資的事業や公営企業会計への繰出金等の抑制を進め、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化をより一層図っていく必要があります。

